

## オーストラリアレポート

# ビクトリア州が新型コロナウイルス関連規制の一部緩和を公表

- ビクトリア州政府は10月18日、新型コロナウイルス関連規制の一部緩和を公表。
- 10月19日からはメルボルンで移動距離制限が緩和、11月2日からは小売店や飲食店の営業再開が可能に。
- ビクトリア州の都市封鎖措置が一部緩和されたことで、年末にかけて豪州の経済活動が加速する可能性も。

## 豪州では感染の終息が視野に入る

豪州では、2020年7～8月にビクトリア州を中心に新型コロナウイルスの感染が再拡大したものの、足元では感染の終息が視野に入り始めているようです(図表1)。

10月19日のビクトリア州の新規感染者数は4人と、6日連続で一桁台の数字となりました。また、豪州全体での19日の新規感染者数も8人となり、足元では豪州国内での感染拡大を抑制できているようです。

## ビクトリア州が新型コロナ関連規制の緩和を公表

新型コロナウイルスの新規感染者数が、足元で減少傾向にあることなどを受け、ビクトリア州政府は10月18日、新型コロナウイルス関連規制の一部緩和を公表しました(図表2)。

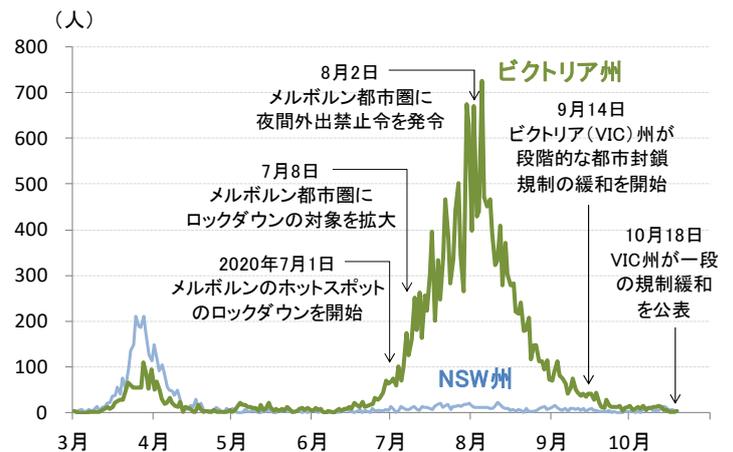
ビクトリア州の計画では、10月19日からメルボルン都市圏において自宅からの移動距離制限が、これまでの半径5km以内から半径25km以内へ緩和され、屋外での集会制限などに係る人数規制も緩和されました。11月2日からはメルボルン都市圏の小売店の営業再開が許可されるほか、飲食店についても一定の制限のもとで営業再開が認められる計画となっています。

## 豪州の経済活動は年末にかけて加速へ

これまで豪州経済の回復を妨げる要因の1つとなっていたビクトリア州の都市封鎖措置が緩和されたことで、11月から年末にかけて豪州の経済活動が一段と加速する可能性がありそうです(次頁図表3)。

また、先日、豪州政府が予算案で示した大規模な景気支援策や、豪州準備銀行(RBA)による金融緩和が、今後の豪州経済の本格回復を後押ししていくものとみられます。

図表1：豪州のビクトリア州とNSW州の新型コロナウイルス新規感染者数の推移



(出所) 豪州公共放送ABC

(期間) 2020年3月1日～10月19日(日次)

(注) NSW州はニューサウスウェールズ州。

図表2：ビクトリア州政府のコロナ関連規制の緩和(2020年10月18日公表)

### 【10月19日からのメルボルン都市圏の規制緩和】

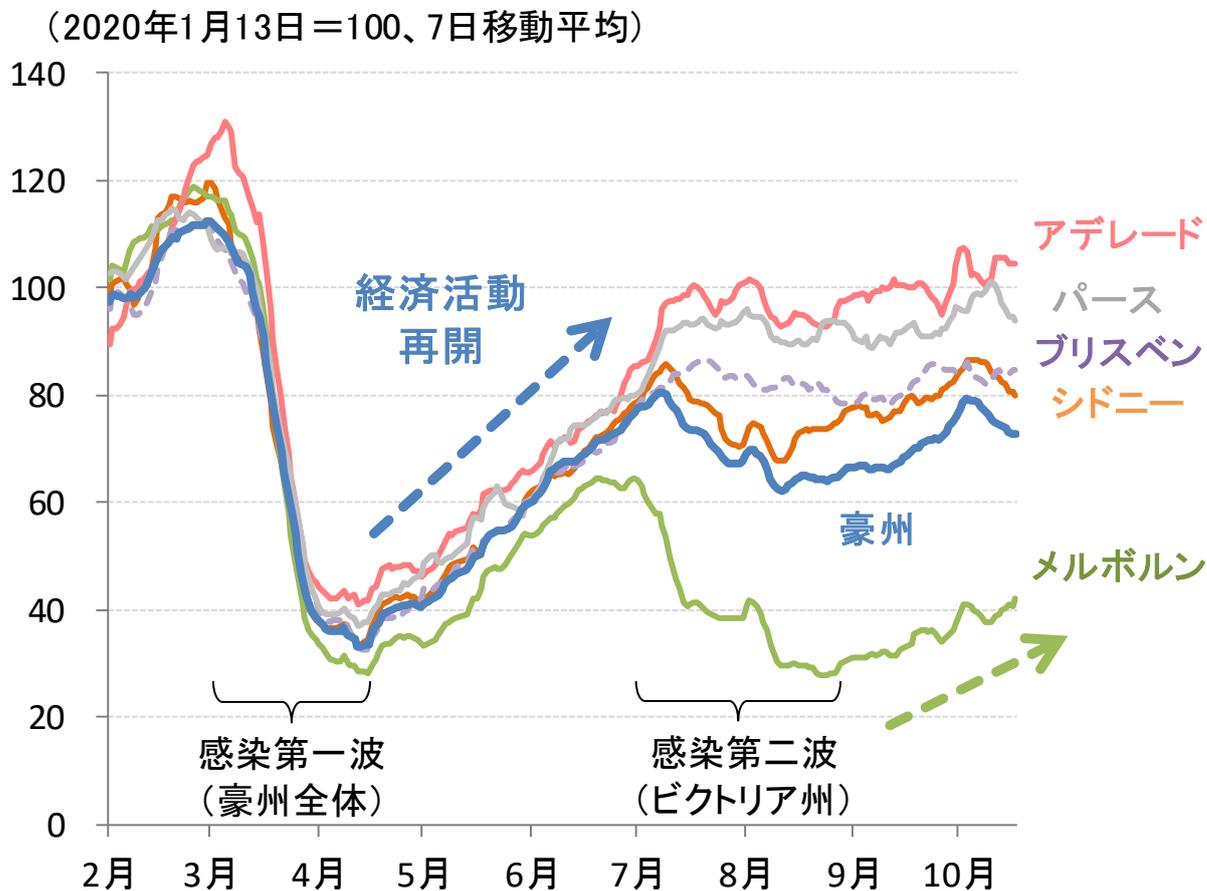
- 自宅からの移動距離制限を半径5km以内から半径25km以内へ緩和。
- 外出時の集会制限を2世帯(5人)から10人へ引き上げ。
- 理髪店の営業再開を許可。

### 【11月2日からのメルボルン都市圏の規制緩和】

- 小売店の営業再開を許可。
- 飲食店の営業再開を許可(店内利用者は最大20人、屋外利用者は最大50人まで)。

(出所) ビクトリア州政府、各種報道

図表3：豪州の主要都市のモビリティ指数の推移



(出所) CEIC、アップル

(期間) 2020年2月1日～10月17日 (日次)

(注) 自動車、公共交通機関、徒歩による移動量の平均値。

## 【当資料に関する留意点】

- 当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、レグ・メイソン・アセット・マネジメントの情報を基に、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料のいかなる内容も将来の市場環境等を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に投資信託のグラフ・数値等が記載される場合、それらはあくまでも過去の実績またはシミュレーションであり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 投資信託は投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託の手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品を勧誘するものではないので、表示することができません。

## &lt;設定・運用&gt;



ニッセイアセットマネジメント株式会社

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者

関東財務局長（金商）第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>